

地域包括支援センター運営業務の中部圏域委託について

1 趣旨

少子高齢化社会を背景として、増加する高齢者の各種相談支援等に迅速・的確に対応するため、地域包括支援センターの強化運営を目指すことを目的に、令和 9 年 4 月 1 日（滝沢市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第 10 期）開始時期）から、中部圏域の地域包括支援センター運営業務を委託することについて諮問するものである。

2 概要

地域包括支援センターは、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づき、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域で一体的に実施する中核的な機関としての役割を担っている。

本市では、少子高齢化社会が進展する中、より細やかな高齢者の支援体制を構築し、地域包括ケアの進展を図るため、令和 3 年度から、担当圏域を北部・中部・南部の 3 つの圏域に分け、同年度から北部圏域、令和 6 年度から南部圏域に委託型センターを設置し、直営型センターと連携を取りながら業務を行っているところである。

続く第 10 期計画期間において、今後さらに増加する高齢者の支援体制を構築するため、次年度より中部圏域に新たな委託型センターを設置するものである。

別 紙 地域包括支援センター運営業務の中部圏域委託について（概要）

滝沢市地域包括支援センター運營業務の中部圏域委託について（概要）

1 第10期介護保険事業計画期間における業務委託案

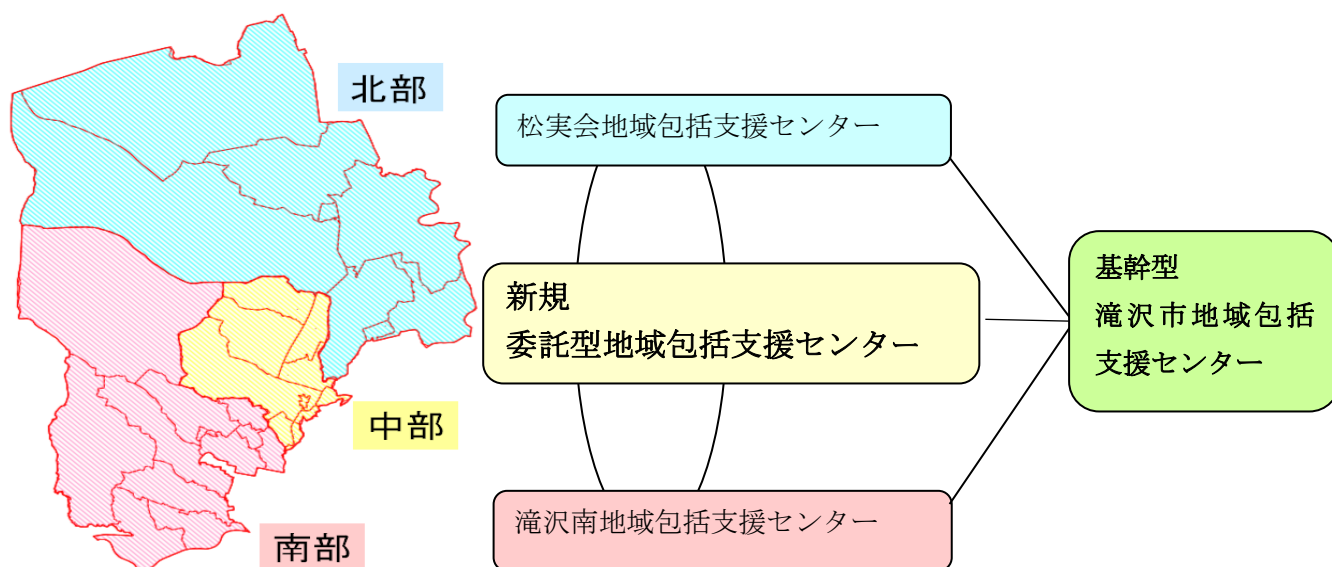
(1) センターの名称等

名称（仮称）	担当圏域	設置数
滝沢市中部地域包括支援センター	中部圏域	1

(2) 中部圏域の状況（令和8年3月31日現在）

圏域内の自治会	人口	高齢者人口
室小路、元村南、国分、元村中央、牧野林中央、南牧野林、法誓寺、元村東、元村西、元村北、あすみ野	19,963人	4,974人

(3) 担当圏域図



※令和8年3月末時点

	自治会	人口 (市全体に占める割合)	高齢者人口 (市全体に占める割合)	高齢化率	必要3職種数※
北部	巢子、南巢子、長根、川前、いずみ巢子、南一本木、北一本木、柳沢	17,505 (32.7%)	5,240 (33.9%)	29.93%	3
中部	室小路、元村南、国分、元村中央、牧野林中央、南牧野林、法誓寺、元村東、元村西、元村北、あすみ野	19,963 (37.3%)	4,974 (32.1%)	24.92%	3
南部	小岩井、大釜上、大釜南、篠木、大沢、鵜飼南、上鵜飼、鵜飼中央、上の山、滝沢PT、鵜飼温泉、滝沢NT、姥屋敷	16,067 (30.0%)	5,262 (34.0%)	32.75%	3
	計	53,535	15,476	28.91%	9

2 委託内容

2-1 委託業務内容

(1) 地域支援事業

ア 介護予防・日常生活支援総合事業

- ① 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）（法第115条の45第1項第1号ニ）
※居宅要支援被保険者に係るものに限る。

イ 包括的支援事業（当該事業に付随して実施するものを含む。）

- ① 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）
※居宅要支援被保険者に係るものを除く。（前述のア①と一体的に実施）
- ② 総合相談支援事業（法第115条の45第2項第1号）
- ③ 権利擁護事業（法第115条の45第2項第2号）
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（法第115条の45第2項第3号）
- ⑤ 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築（法第115条の46第7項）

ウ 包括的支援事業（社会保障充実分）

- ① 生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）
- ② 認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号）
- ③ 地域ケア会議推進事業（法第115条の48第1項）

エ 任意事業

- ① 家族介護支援事業（法第115条の45第3項第2号）

(2) 指定介護予防支援事業（法第8条の2第16項）

法第115条の22の規定に基づき、市の指定を受け、当該事業を実施すること。

(3) その他

前述の事業に付随して、市がセンターにおいて実施する必要があると判断したもの。

2-2 人員体制

（単位：人）

職 種		担当圏域	中部圏域
3 職種 ※	保健師		1
	社会福祉士		1
	主任介護支援専門員		1
介護支援専門員等			1
生活支援コーディネーター 兼 認知症地域支援推進員			1
合 計			5

※ 3職種はそれぞれ準ずる者を含む（介護保険法第115条の45第4項）

なお、業務構成及び人員体制につきましては、令和9年度に予定されている介護保険法の改正により変更となる場合があります。

2-3 業務対応時間

業務対応時間は、次を基準とします。

(1) 業務日

月曜日から金曜日まで（祝日及び12月29日から1月3日を除く）

(2) 業務時間（窓口開設時間）

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 緊急時の対応

業務時間外であっても緊急を要する相談等には、24時間対応可能な連絡体制を確保すること。

2-4 委託契約期間

令和9年2月1日から令和12年3月31日まで（予定）

3 主なスケジュール（予定）

令和8年	9月	公募型プロポーザル実施公示
	10月	受託法人応募説明会・応募書類受付
	11月 上旬	受託候補者審査委員会
	11月 下旬	審査結果の通知・公表
令和9年	1月	事務引継、開所準備等
	2月	契約締結
	4月 1日	センター開所（受託候補者と協議のうえ6月1日までの期間に開所）